

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

お財布にやさしい ジェネリック医薬品 を選ぼう!

医療機関や薬局から処方されるお薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）に分けられます。



ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品と同等の効果

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると、国から認められています。

飲みやすく改良されている

薬の大きさを小さくしたり、水なしでも飲めるようにしたり、苦みを抑えたり、先発医薬品より飲みやすくなるよう様々な工夫がされています。



選ばれています!

ジェネリック医薬品の
使用割合は...

90% 超え!!
(令和7年12月時点
全国平均)



ジェネリック
医薬品に関する
詳細はこちら



お薬代が安い

先発医薬品の特許期間が過ぎた後に同じ有効成分を利用することから、開発コストが抑えられるためお薬代が安価になります。

ジェネリック医薬品を選ばないとお薬代がさらに高くなる場合も...

ジェネリック医薬品があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合、**特別料金のお支払いが必要です。**
また、**令和8年6月から特別料金の価格が上がります!**

特別料金(現行)

先発医薬品と
ジェネリック医薬品の価格差の
4分の1相当額

令和8年6月
から...

先発医薬品と
ジェネリック医薬品の価格差の
2分の1 相当額に!

特別料金の対象となる医薬品の
一覧はこちら



例

先発医薬品の価格が1錠100円、ジェネリック医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を特別料金としてお支払いいただきます。また、特別料金は課税対象であるため、消費税分も加えた金額のお支払いとなります。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別料金は発生しません。

この機会に、ジェネリック医薬品の**積極的なご利用**をお願いいたします!

ご利用について

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、**医療機関**や**薬局**にご相談ください。
※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合がございます。

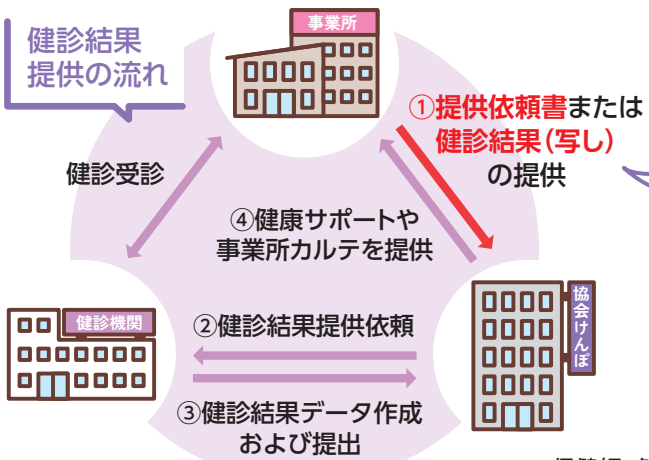


(事業者健診結果)

皆様へお願い
事業主の

定期健康診断結果をご提供ください

協会けんぽでは従業員の皆様の健康の保持・増進のため、生活習慣病予防健診の受診を推進しておりますが、生活習慣病予防健診を利用せず、**労働安全衛生法**にもとづく**定期健康診断(事業者健診)**を実施している事業主様は、**事業者健診の結果をご提供ください!**



ご提供いただきたい対象者
事業者健診を受けた被保険者(ご本人)さま

- 健診結果データの作成が可能な健診機関で受診した場合
「**提供依頼書**」をご提出ください
- 上記以外の健診機関で受診した場合
健診結果(写し)をご提出ください
※必要項目が不足する場合は、問診票を記入のうえあわせてご提出ください。

健診結果の作成が可能な健診機関や提供依頼書、健診結果(写し)の提出、問診票について詳細はこちら

提供すると
こんな**メリット**が!

1 保健師・管理栄養士による**健康サポート**(特定保健指導)が**無料**で受けられます!

2 要受診で医療機関未受診の方に**受診のお勧め**を送付できます!

上記を活用することで、医療費の削減が期待され、**健康保険料率の抑制につながります!**

相手方の行為によるケガで健康保険を使って治療を受ける場合は

第三者行為による傷病届をご提出ください

交通事故や暴力など、第三者の加害行為により負傷した場合を『**第三者行為**』といいます。

第三者の行為により負傷し、健康保険を使って治療を受ける場合は、『**第三者行為による傷病届**』をご提出ください。

動物に噛まれてケガをした

相手がいる交通事故(同乗を含む)

けんが等の暴力行為

なぜ協会けんぽへの届出が必要なの?

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者(第三者)が負担するべきものです。健康保険を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えることとなりますので、後日、加害者に対して請求します。加害者に対して協会けんぽが負担した治療費を請求するために、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

提出書類等
詳細はこちら

※業務上(仕事中)や通勤途中での負傷は労災保険に該当するため、一部の例外を除いて健康保険を使って治療することはできません。健康保険を使用する前に、管轄の労働基準監督署へご相談ください。

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会 千葉支部

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階
043-332-2811
営業時間 平日 8:30~17:15

電子申請
特設ページ公開中

LINE公式アカウント
友だち募集中